

令和5年度第3回

大阪市都市計画審議会

議 案

議 第293号 大阪都市計画特定街区の決定について

令和6年3月25日

(議 第 2 9 3 号)
大 計 第 5 9 9 号
令 和 6 年 3 月 8 日

大阪市都市計画審議会

会長 橋 爪 紳 也 様

大阪市長 横 山 英 幸

大阪都市計画特定街区の決定について（付議）

標題について、別紙案のとおり決定したいので、都市計画法
第 1 9 条第 1 項の規定により付議します。

(案)

計 画 書

大阪都市計画特定街区の決定（市決定）

都市計画高麗橋一丁目特定街区を次のように決定する。

名称	位置	面積	建築物の容積率 の最高限度	建築物の高さ の最高限度	備考
高麗橋一丁目 特定街区	大阪市中央区 高麗橋一丁目 地内	約 0.3ha	105/10（注1）	高層部 150m 中層部 23m 低層部 16m 7m 4m	

（注1）ただし、大阪市文化財保護条例の指定を受けた大阪市指定有形文化財で、建築基準法第3条第1項第3号の指定部分を含むものとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。なお、壁面の位置の制限は、建築基準法上の道路境界線からの距離を示すものとする。ただし、建築基準法第3条第1項第3号の指定部分については適用しない。」

理 由

高麗橋一丁目において、歴史的建築物の保存・活用及び業務・交流機能の集積を図るとともに、良好な環境と健全な形態を有する建築物の建築及び有効な空地を確保すること等により適正な街区を形成し、市街地環境の整備改善を図るため、本案のとおり特定街区を決定しようとするものである。

(参 考)

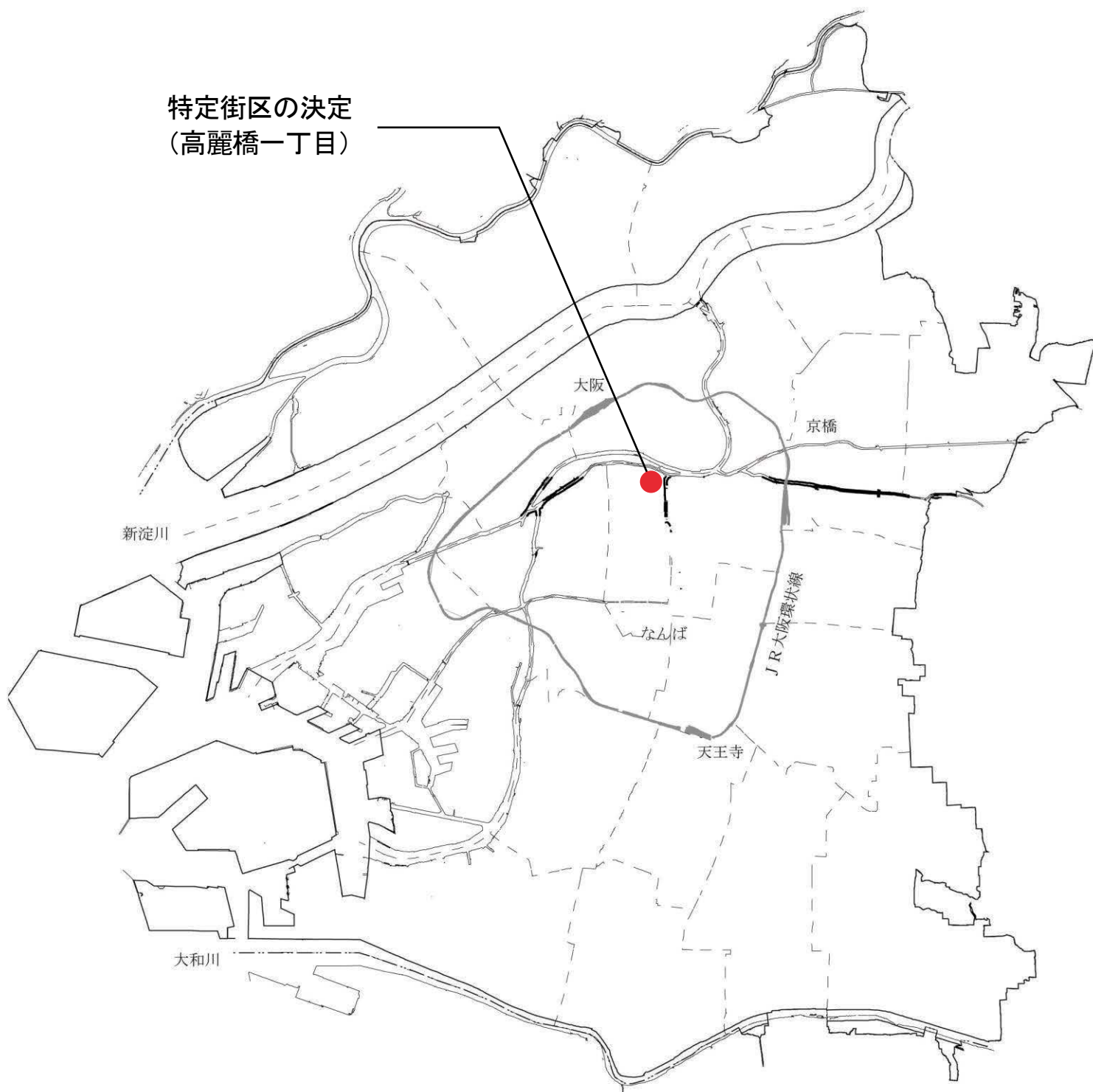
1. 決定に係る土地の区域

大阪市 中央区 高麗橋一丁目地内

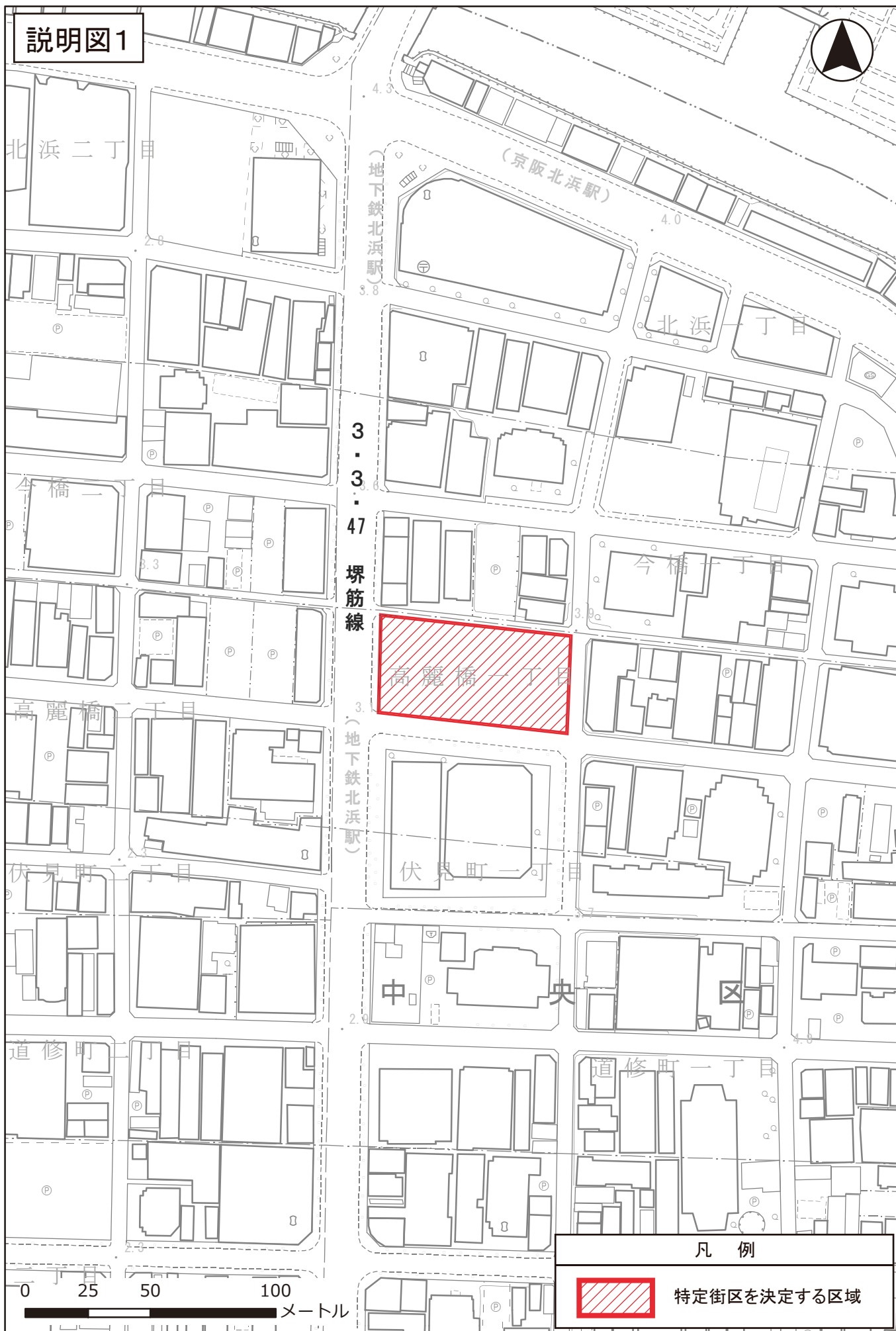
位置図



特定街区の決定
(高麗橋一丁目)



説明図1

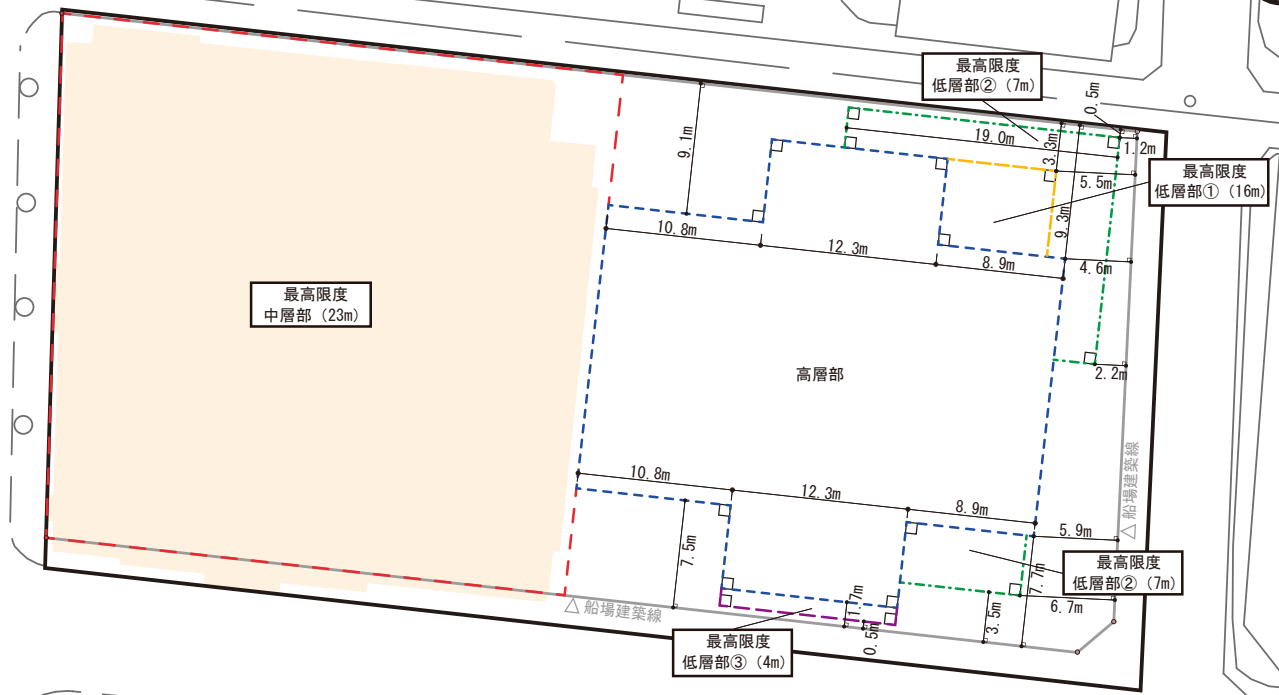


凡例



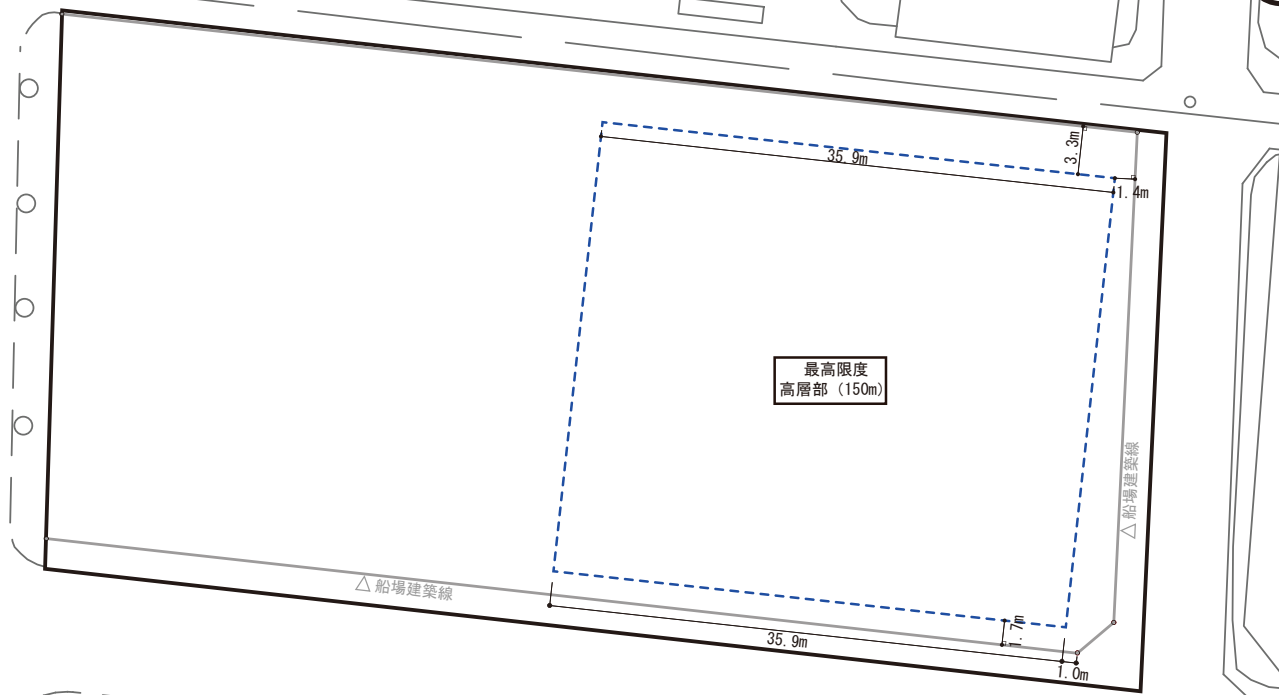
特定街区を決定する区域

説明図2 (高さ27m未満の部分)



凡例			
	街区境界線		壁面の位置の制限 (高層部)
	壁面の位置の制限 (中層部)		壁面の位置の制限 (低層部①)
	建築基準法上の道路境界線		壁面の位置の制限 (低層部②)
	建築基準法第3条第1項第3号の指定部分		壁面の位置の制限 (低層部③)

説明図2 (高さ27m以上の部分)



凡例			
	街区境界線		壁面の位置の制限 (高層部)
	建築基準法上の道路境界線		